

東葛 6 市第 1 ・ 2 回空間放射線量

測定結果に基づく見解

○東北大学 名誉教授 中 村 尚 司

○東京大学 環境安全本部 准教授 飯 本 武 志

○国立がん研究センター東病院 臨床開発センター
機能診断開発部長 藤 井 博 史

平成 23 年 7 月 8 日

東北大学 中村尚司

【第2回までの測定結果から】

この2回の測定結果から見て2つのことが言えます。

1) 2回の測定結果は2週間空いているが、ほとんど変化していない。これは線量に寄与しているのが、半減期2年のCs-134と30年のCs-137がほとんどであることを示している。このことから、今後の測定はもっと回数を減らし、場所ももっと少なくして、時間的変化の傾向を見るので十分である。

2) 線量値自体は通常のバックグラウンドの2倍から、高いところで10倍以内であるが、数値は $1 \mu\text{Sv}$ より十分低く、 $0.1 - 0.5 \mu\text{Sv}$ 程度である。この数値は1を超えて福島県内の高い地点の値より十分低い。1960年代の大気圏核実験が世界中で盛んに行われていた頃の東京近辺で、気象庁が長年に渡って測定してきたCs-137の空中放射能濃度は今より1万倍も高かったことを考えると、この数値は心配の必要が無い。緯度や高度が高くなると、宇宙線の線量は増えるし、日本でも世界でも自然放射線の線量がもっと高いところはいくらでもある。関東の他の地区と比べても例えば、茨城県北部はこれより高いところもあり、もっと数値の高い福島県民はこの騒ぎをどう思うだろうか。放射線に対する正しい知識の普及が重要である。先週、郡山と南相馬の小学校で放射線の話をしたが、思った以上に生徒、先生、父母が落ち着いているので安心した。

【ICRP勧告について】

ICRP勧告は国内法令の基礎になっていますが、1年当たり 1mSv という一般公衆に対する線量限度は、安全と危険の境とは全く違う数値で、これは平常時において、放射線を使用する施設がこれを超えないように施設を管理するための基準です。この場合でも、特別の場合は1年当たり 5mSv までは許されています。 5 年間平均で年 1mSv を超えないという規定はありません。今回のような非常時は年当たり $20\text{mSv}-100\text{mSv}$ 、現存被曝(回復時)では年当たり $1-20\text{mSv}$ が適用されます。今はこの $1-20\text{mSv}$ が適用されるでしょうが、この範囲は各国が状況に応じて決めるものです。通常自然放射線で日本人が1年間に受けた線量が約 1.5mSv であることを考えると、多大の人員と費用を掛けて、年 1mSv 以下にすることは無駄な努力であり、ICRPが掲げているARALA(As Low As Reasonably Achievable)の精神とも反するものです。

なお、福島県では県民の積算被ばく線量評価が進められていますが、東葛地区のような低い線量での被ばく線量の推計は非常に困難であり、それを国に求めるのは無理な話です。どうしてもということであれば、福島県でやり始めている方法を使って自治体独自でやることも出来ますが、ものすごく大変な作業量を伴い、不可能だと思います。

【措置（対策）について】

文科省が、 $1 \mu \text{Sv/h}$ を超える校庭の除染の費用を出すことは決めたと報道されています。この数値は私から見て妥当な値だと思います。

今、仮に屋外にいる時間を 8 時間、屋内にいる時間を 16 時間、屋外の線量を $1 \mu \text{Sv/h}$ とすると、屋内は Cs-137 の 662keV のガンマ線に対する遮蔽効果を入れて、 $0.4 \mu \text{Sv}$ になります。そうすると 1 年間の線量は

$$0.001 \times 8 \times 365 + 0.0004 \times 16 \times 365 = 5.2 \text{ mSv}$$

となって、これは平常時において、特別の場合に認められている 5 mSv の値になります。今のような現存被ばく状態の時はもう少し高くても本来構わないのですが、 5 mSv というのは、今の平常時の法令に照らしても問題ない値だと思います。

したがって、除染の必要はありませんが、どうしても気になるのであれば、特に高い数値を示す箇所だけ、土を混ぜるとか取り除くとかの処置をすればいいと思います。いずれにしても、このようなことに多大の費用を掛けるのは問題だと思います。

なお、内部被ばくを問題にしている人もいますが、セシュウムは土にしっかりと固着され空中に飛び散ることはありません。したがって、今は外部被ばくが問題です。たとえ土まみれになったとしても、洗えばいいし、大体 1 年間のうちに少しの時間土まみれになったとしても、受ける線量は 1 年間で見ればごく微量です。

やたら神経質になるのではなくて、物事を科学的に合理的にみることが重要で、冷静になることが必要です。

【現在の放射線状況についての概説】

この地区の現在の空間線量率（測定値）を構成しているものは、主に、地面や建材、気中からの外部放射線と宇宙からの外部放射線であると考えています。特に前者がその大部分を占めます。地面や建材、気中からの外部放射線には、主に3つの要因が考えられます。ひとつめは福島第一原子力発電所から気流で運ばれ上空に漂っていた放射性核種が、主に3月21日頃の降雨により地面に落され、そのまま地表面付近に残った状態にあること。現在は主にセシウム134、セシウム137が放射線の原因となっています。2つめは、土壤や建材に元々含まれていた自然の放射性物質（カリウム40やウラン系列核種、トリウム系列の核種など）からの放射線。3つめは、空气中にいつも自然に存在、浮遊しているラドンやその仲間の空気中濃度が気象条件などの影響を受けて時間変動したり、あるいはそれらが降雨などで地面に落されること。ひとつめが今回の原子力事故に絡む放射線、2つめと3つめが事故前の平時から存在していた自然の放射線（バックグランド）です。事故から約4カ月が経過した今、空間線量率のレベルは安定期に入りました。空間線量率の比較的大きな時間変動は、現在は主に3つめが要因となって起きています。たとえ測定地点が同一でも、測定する日時や季節、天候などによって、線量率にある程度のばらつきが生じても不思議ではありません。測定地点が変われば、その距離が近くても、さらに線量率が大きくばらつく可能性があります。また、放射線計測上、避けることができない測定誤差が常にあることも忘れてはなりません。

今回のメッシュを切った測定（マッピング）は、東葛6市、地区全体としての線量分布の概略を調査する目的と考えています。ひとつひとつの測定値を、単純に相互比較したり、その地点における精緻な積算線量の評価に用いるのは、現段階では適切ではないと考えます。

【今回の中間報告を受けて】

1. 放射線測定器の台数が限られていることから、まずは2kmメッシュで選定された代表点について、早期に測定値をそろえることを優先し、市民への線量情報の公開を急いでいただきたい
2. その他の保育園、幼稚園、小学校、公園、市民が集う大きな市営施設については、施設対象者の年齢や人口分布などのバランスをよく考慮して、測定の優先順位を決め、計画的にきめの細かな測定値セットを整備するためのロードマップを作成し、速やかに市民に開示していただきたい
3. 上記の項目2の活動を迅速に進めるために、基準となる測定器との比較校正を済ませた簡易測定器を複数台入手し、項目1の活動と並行して、測定値の整備を進めて

いただきたい。その際には、使用した測定器を後に同定できるよう、機種、ID番号などを明確にしておくこと

4. 今後の対策のひとつとして、放射線に関する市民向けの情報交換会を頻繁に開催することを推奨します。特に、乳児、幼児、小児をお子さんにもつ保護者を主な参加者とした双方向的な勉強会など、市民の疑問、声を直接うかがい、行政、専門家を含めた関係者が情報を共有し、一緒になって考える小規模な場を数多く設けるのが望ましいと考えます

国立がん研究センター 藤井博史

東葛 6 市の最大空間放射線量は毎時 0.65 マイクロシーベルトで、この値をもとに外部被ばくによる致死的発がん発生率と重篤な遺伝的影響の発生率を考察すると、致死的発がん率は自然発生頻度より 0.1 パーセント、遺伝的影響は 0.25 パーセントの増加が認められます。しかし、この確率は発がん率の自然発生頻度が 10 万人に約 3 万人のところ 29 人増、遺伝的影響は 10 万人に約 3 千人のところ 7.4 人増と、統計学的に考えて有意な増加とはいえません。

また、体内的放射性核種により、通常でも年 1.5 ミリシーベルト程度の内部被ばくを受けています。現在、空中から体内に取り込まれる可能性があるヨウ素 131 やセシウム 137 から受ける影響は、當時体内に留まるわけではなく、空中の線量が下がれば減衰すると考えると、有意に大量ではないといえます。

ストレスは、免疫細胞の減少を招きます。放射線被ばくに対する過度の心配は免疫機能に悪影響を及ぼし、発がん増加の可能性があるのです。心配しすぎるのではなく、正しい知識をもとに、冷静に対処することが大切です。（要約）

説明資料は次の資料参照

第1回東葛地区放射線量対策協議会

放射線の人体への影響について

国立がん研究センター
機能診断開発部
藤井 博史

(平成23年7月8日)

放射線被曝

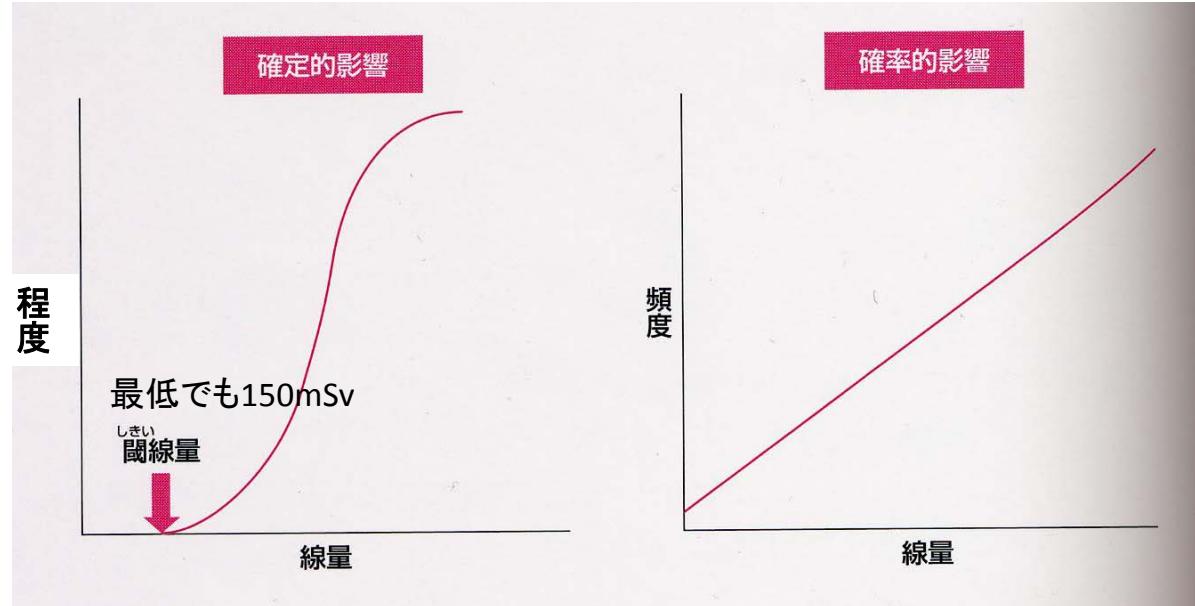
- 放射線が人体に照射されることにより生じる
 - 外部被曝
 - 体外の放射線源からの放射線による被曝
 - 被曝線量の評価が容易 空間線量から計算
 - 東葛地区の空間線量の実測値 $0.65 \mu\text{Sv}/\text{hour}$ 以下
 - 内部被曝
 - 体内の放射線源からの放射線による被曝
 - 被曝線量の評価は困難
 - 被曝線量は体内の放射線核種から推定

放射線被曝

– 生物学的影響

- 同じ被曝線量であれば、外部被曝と内部被曝は同等
- 同じ放射線(β 線など)を同じ線量で被曝するのであれば、放射性核種の種類によらない
 - Cs-137 半減期 30年 β 線のエネルギー 514 keV
 - K-40 半減期 12億年 β 線のエネルギー 1,312 keV
- 人類は、自然界から絶えず放射線被曝を受けている
 - 日本で平均 1.5mSv/year
- 放射線被曝から発癌までには多くの段階がある

放射線被曝の人体への影響



- 確定的影響と確率的影響
- 早期影響と晚発影響
- 身体的影响と遺伝的影响

東葛地区の放射線量とその影響

- 空間放射線量の実測値
 - 最大値 $0.65 \mu\text{Sv}/\text{hour}$ 地面から50cm
- この線量で考慮しなければならない影響は
 - 確定的影響と確率的影響
 - 早期影響と晚発影響
 - 身体的影响と遺伝的影响
 - 具体的には、発癌と子孫への遺伝的影响
 - 空間放射線量からは外部被曝の影響しか推定できないが、内部被曝の影響は、外部被曝の影響と同程度以下と考えられる（後述）

確率的影響の発生頻度

	致死的発癌	重篤な遺伝的影响
1mSv/yearあたりの発生頻度	5×10^{-5} 5人/10万人	1.3×10^{-5} 1.3人/10万人
自然発生頻度	約0.3 約3万人/10万人	約0.03 約3千人/10万人
0.65 μ Sv/hourの被曝に伴う発生頻度 (内部被曝を考慮せず)	2.9×10^{-4} 29人/10万人 (自然発生 + 0.1%)	7.4×10^{-5} 7.4人/10万人 (自然発生 + 0.25%)

- ・ 1mSv/yearあたりの発生頻度 : ICRP 1990年勧告による
- ・ 奇形の発生頻度 <http://okusuri.jp/knowledge/01/002.html>
- ・ $0.65 \mu \text{ Sv/hour} = 0.65 \times 24 \times 365 = 5.7 \text{ mSv}$

統計学的には有意な増加とは言えない

若年者の被曝と発癌

- 放射線発がんの生涯リスクには被曝時の年齢が影響する
 - 広島・長崎の原爆被爆者の調査結果などから白血病以外の全てのがんの相対リスクは被曝時年齢が10歳以下の場合で、対照者(成人)の2.32倍となっている
 - 日本医学放射線学会ホームページより
 - 若年期に被曝しても、発癌率の増加はいわゆる“がん年齢”で認められる
 - ICRP publication 60より引用

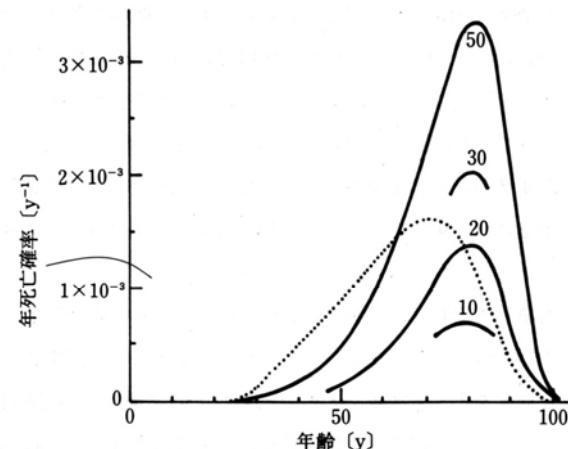


図2 18歳から65歳までの被ばくに対する無条件年死亡確率(生涯リスクに対して規格化された寄与死亡年齢の確率密度)。この曲線は女性に対するものであり、また現在のリスク推定値を用いている。

.....相加リスク予測モデル (50 mSv y^{-1})
——相乗リスク予測モデル (数字は mSv で表した年線量)

公衆被曝の線量限度

- 実効線量 1mSv/year
 - 自然放射線による被曝、医療被曝は除く
 - 特殊な状況では、5年間にわたる平均が年あたり1mSvを超えるなければ單一年にこれより高い実効線量が許されることがありうる
 - 実効線量 1mSv/year を公衆被曝の線量限度とする根拠
 - “非常に変動しやすいラドン(大気中の α 線核種)による被曝を除けば、自然放射線源からの年実効線量は約1mSvであり、海拔の高い場所およびある地域では少なくともこの2倍である。これらすべてを考慮して、委員会は年実効線量限度 1mSvを勧告する。”(ICRP90年勧告)
 - “影響の大きい急性被曝であっても100mSv以下で有意な健康被害(身体的影響)が報告されたことはないので、それを人の寿命の限界である100年で割り算して、1mSv/yearを年実効線量限度としておけば健康への影響は少ないと考えられる。”(私見)

公衆被曝の線量限度

世界の高自然放射線地域における大地
放射線量 (mSv/y)

地域	平均値	最高値
ラムサール (イラン)	10.2	260
ガラパリ(ブ ラジル)	5.5	35
ケララ(イン ド)	3.8	35
陽江(中国)	3.5	5.4
香港 (中 国)	0.67	1
日本	0.43	1.26



- 実効線量 1mSv/year について
 - 自然放射線による被曝、医療被曝は除く
 - 職業放射線被曝、原発事故に伴う放射線被曝は含まれる
 - 両者の人体への影響に違いはないので、1mSv/yearを超えると直ちに危険というわけではない

公衆の被曝管理

- ICRP(国際放射線防護委員会)は、災害時の公衆の線量管理について、緊急時は20～100mSv、緊急事故後の復旧時は1～20mSvとしている(ICRP Publ. 103)。
- 長期的には1mSv以下が目標であり(ICRP Publ. 111)、できる限り早く平時の状態に戻す必要がある。
- 残留した放射性残渣によって生じる長期被曝に関して、10mSvを下回る被曝線量の場合に、これをさらに低減するために実施する行為は、正当化されにくく勧告している(ICRP Publ. 82)。
- 学校生活や市民生活の制限に際しては、市民の感情、学校教育の実施、線量低減のための費用、生活の制限に伴う苦痛などを総合的に考慮した判断がなされることが望まれる。
 - 日本医学放射線学会ホームページより

内部被曝

- 大気中の放射性核種の吸入
 - I-131
 - Cs-137
- 食品中の放射線核種の摂取
 - I-131 水道水
 - Cs-137 野菜など

内部被曝

- 大気中の放射性核種の吸入
 - 大気中には常時、 α 線放出核種Rn-222が存在
- 食品中の放射線核種の摂取
 - 食品中には常時、 β 線放出核種K-40が存在

国名	濃度 ベクレル/m ³ *	実効線量当量率*** ミリシーベルト/年**
オーストリア	12	0.73
カナダ	17	1.0
デンマーク	4.8	0.3
フィンランド	17	1.0
西ドイツ	8.1	0.5
ハンガリー	{ 20 120	1.2 7.3
ノルウェー	{ 11 26	0.7 1.6
ボランード	6-17	0.4-1.0
スウェーデン	60	3.7
イギリス	{ 15 13	0.9 0.8
アメリカ	15	0.9
ソ連	{ 4.8 16	0.3 1.0
数力国	18	1.1

* 1ベクレル=27ピコキュリー

** 1ミリシーベルト=100ミリレム

*** 肺の線量に荷重係数0.12を乗じて全身と等価にした値
(国連科学委員会報告 1982)

体内、食物中の自然放射性物質

●体内的放射性物質の量

カリウム40	4,000ベクレル
炭素14	2,500ベクレル
ルビジウム87	500ベクレル
鉛210・ポロニウム210	20ベクレル

(体重60kgの日本人の場合)
(単位: ベクレル/kg)

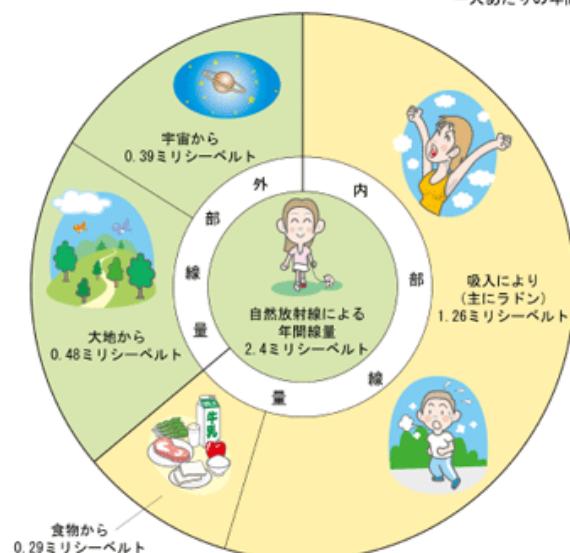


内部被曝

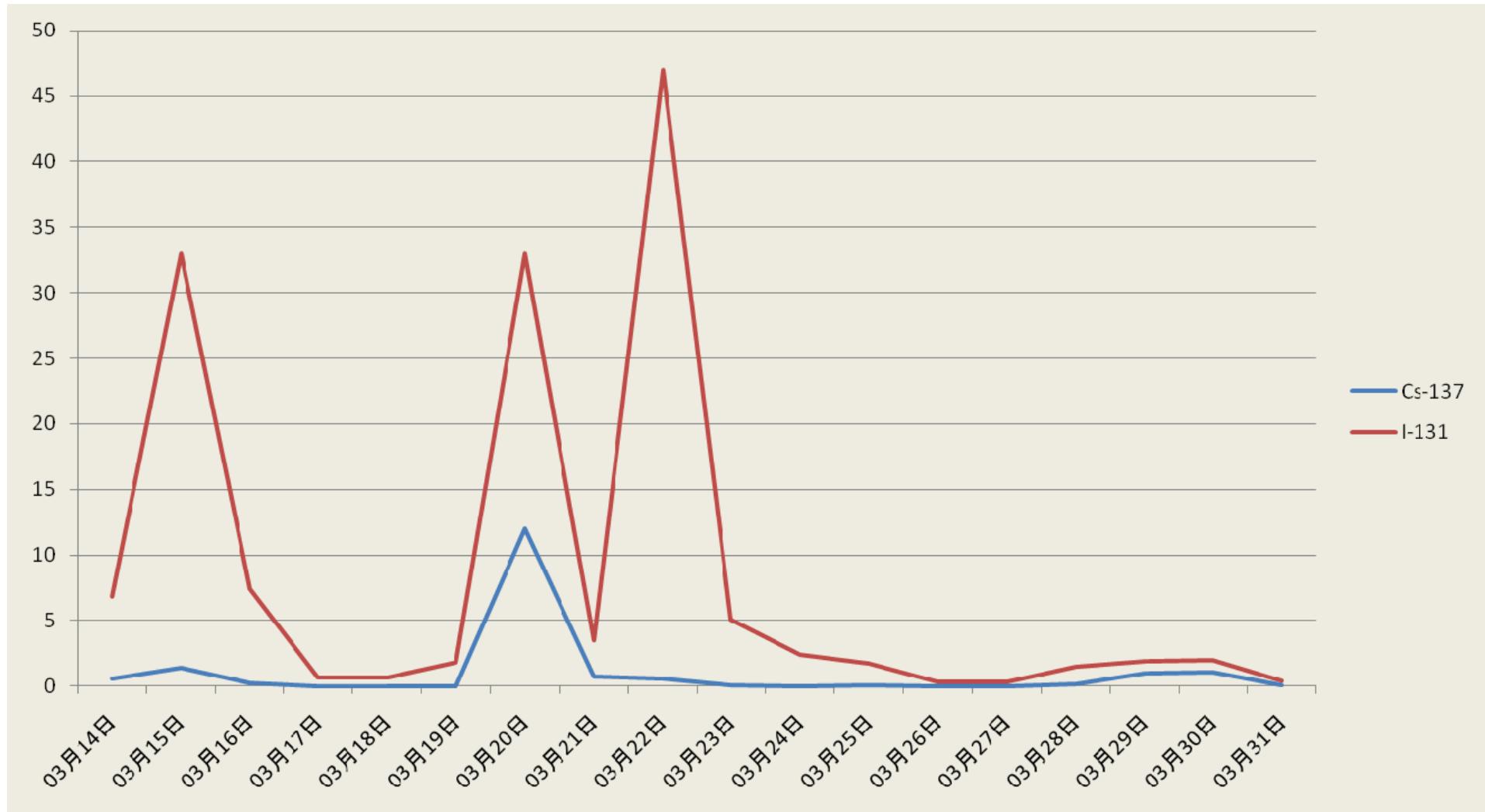
- 体内の放射性核種により、通常でも 1.5mSv/year 程度の内部被曝を受けている
 - 体内の核種の量が分かれば、被曝線量の予測が可能
 - しかし、体内の核種の量の測定は難しい
 - ホールボディカウンタなどの特殊な装置が必要

自然放射線から受ける線量

一人あたりの年間線量（世界平均）



大気中の放射性核種の測定



財団法人日本分析センターが千葉市内で測定
単位:Bq/m³, 3/15:水素爆発、3/20:爆発後最初の降雨

内部被曝について

- 日本でのRn-222の測定値
 - 屋外 $5\text{Bq}/\text{m}^3$
 - 屋内 $10\text{-}15\text{Bq}/\text{m}^3$
 - α 線放出核種であるRn-222 $5\text{Bq}/\text{m}^3$ を含んだ空気の吸入による内部被曝の方が、
 - β 線放出核種であるCs-137 $12\text{Bq}/\text{m}^3$ および I-131 $47\text{Bq}/\text{m}^3$ を含んだ空気の吸入による内部被曝よりも被曝線量は多い

α 線の作用: X線、 γ 線、 β 線の20倍

飲水、食品中の放射能濃度規制値

品目	日本暫定規制値	WHOなど
飲料水/牛乳・乳製品	ヨウ素:300Bq/kg以下	WHO:ヨウ素:10Bq/kg以下、 セシウム:10Bq/kg以下
	セシウム:200Bq/kg以下	米国:最大汚染目標レベルとしてはゼロ
野菜	ヨウ素:2000Bq/kg以下	米国、欧州及び日本の食料品輸入制限: セシウム:370Bq/kg以下
	セシウム:500Bq/kg以下	
肉、水産	ヨウ素:制限なし	米国、欧州及び日本の食料品輸入制限: セシウム:370Bq/kg以下
	セシウム:500Bq/kg以下	

乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳は100Bq/kg以下

日本の暫定規制値:

平成23年3月17日厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知

水道水中の放射性核種

- 3/22 金町浄水場 I-131 210Bq/kg
- 3/23 栗山浄水場 I-131 180Bq/kg
- 3/23 北千葉浄水場I-131 110Bq/kg
- いずれも乳児の水道水摂取制限を行った

もともとこの数字は、“I-131 300Bq/kg以下、Cs-137 200Bq/kg以下”という基準は、原子力安全委員会が“原子力施設等の防災対策について”という指針の中で“災害対策本部等が飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するめやすを示すもの”として定めたもの。

経口摂取に伴う放射線被曝

- 人体中には数千Bq程度の β 線放出核種が存在している
- 放射能汚染がないとされる食物を摂取しても 100Bq/day～の β 線放出核種を摂取している
 - β 線の作用は核種ではなく、エネルギー、線量に依る
- 食物中のK-40による放射線被曝の影響の方が大きいと考えられる

体内、食物中の自然放射性物質

●体内の放射性物質の量

(体重60kgの日本人の場合)

カリウム40	4,000ベクレル
炭素14	2,500ベクレル
ルビジウム87	500ベクレル
鉛210・ポロニウム210	20ベクレル

●食物中のカリウム40の放射能量 (日本)

(単位: ベクレル/kg)



K-40は常時、体内に存在。

Cs-137は通常自然界にはない核種なので、空中の線量が下がれば、半減期にしたがって減衰する

Cs-137の体内半減期は、100～200日とする報告が多い(物理学的半減期の30年間体内に留まるわけではない)

ま と め

- ・ 東葛地区の空間線量では、外部被曝による発癌の有意な増加は考えられない
- ・ 東葛地区で体内に摂取される放射性核種の量は、既に体内に存在している放射性核種の量に比較して、有意に大量ではない
- ・ 東葛地区の放射能汚染の現状が住民の生命を直ちに脅かすものではないが、住民の被曝線量を低減させるための努力を続けるべきである